

青木村木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成 19 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発を図るとともに必要に応じて耐震改修の促進を図るため、村が予算の範囲内で長野県木造住宅耐震診断士を派遣し耐震診断を行うことにより、地震による住宅の倒壊の被害を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和 56 年 5 月 31 日以前に村内に着工された住宅

イ 木造在来工法の住宅

ウ 長屋、共同住宅及び賃貸住宅以外の個人所有の住宅

(2) 長野県木造住宅耐震診断士 (以下「診断士」という。) 知事の備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。

(3) 簡易耐震診断 診断士が、長野県が作成する耐震診断表に基づき、外観調査等簡易な方法により、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(4) 精密耐震診断 診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(5) 総合評点 簡易耐震診断又は精密耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、別表の区分によるものをいう。

(事業の内容)

第 3 条 村長は、既存木造住宅の所有者のうち、希望する者に診断士を派遣し、簡易耐震診断を行うことができる。

2 村長は、前項による簡易耐震診断をした結果、総合評点が 1.0 未満と診断された既存木造住宅の所有者及び青木村木造住宅耐震補強事業補助金交付要綱に基づく耐震補強工事の実施を前提とした耐震診断を希望する者に診断士を派遣し、精密耐震診断を行うことができる。

3 前 2 項の診断士の派遣費用は、村の負担とする。

(業務の委託)

第 4 条 村長は、前条の事業の全部又は一部を委託することができる。

(申込手続)

第 5 条 第 3 条第 1 項に規定する簡易耐震診断を希望する者は、別に定める簡易耐震診断意向確認票を村長に提出しなければならない。

2 第 3 条第 2 項に規定する精密耐震診断を希望する者は、精密耐震診断申込書 (様式第 1 号) を村長に提出しなければならない。

(診断士派遣の決定)

第 6 条 村長は、前条の規定による耐震診断の申込があった場合には、診断士派遣の可否を決定し耐震診断士派遣可否決定通知書 (様式第 2 号) により申込者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定による通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の中止等)

第7条 診断士派遣決定の通知を受けた者が、事情により耐震診断を中止又は取消しをする場合には、速やかに村長に申し出なければならない。

(診断士派遣の取消)

第8条 村長は、診断士派遣決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、診断士の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により診断士の派遣決定を受けたとき。

(2) その他村長が不相当と認めたとき。

(診断費用の支払)

第9条 村長は、前条の規定により診断士の派遣を取り消した場合において、当該取消しにかかる耐震診断を既に実施しているときは、診断対象者に対し、当該耐震診断に要した費用の支払を命ずることができる。

(指導助言)

第10条 村長は、申込者に対して、住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年4月1日に一部改正。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日に一部改正。
- 4 この要綱は、令和3年3月31日に一部改正。
- 5 この要綱は、令和6年3月22日に一部改正。
- 6 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第2条関係)

総合評点	判定
1.5以上	安全とされます。
1.0以上 1.5未満	一応安全とされます。
0.7以上 1.0未満	やや危険です。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。